



生活保護のしおり

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずにご相談ください。

柏市役所 生活支援課

〒277-8505

柏市柏五丁目10番1号

電話：04-7167-1138（直通）

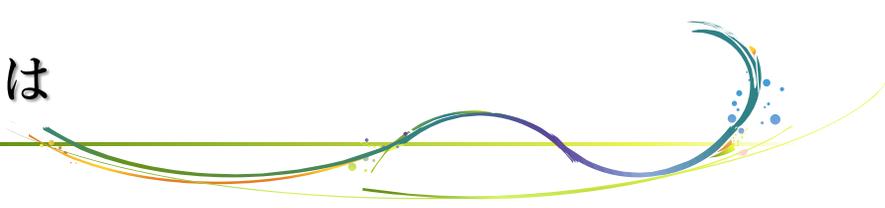
FAX：04-7163-9111

メール：seikatsushien@city.kashiwa.chiba.jp

目次

- P2 生活保護とは / 保護の原則
- P3 保護を受けるには
- P6 生活保護の申請から決定まで
- P7 最低生活費と扶助額とは
- P8 保護費の種類
- P9 減免制度 / 保護費支給日
- P10 権利として保障されること / 決定事項に不服があるとき
- P11 保護を受けた場合に守っていただくこと
- P12 届け出する必要があるもの
- P13 返還の義務について
- P14 病院受診
- P16 介護サービスの利用について / ケースワーカーについて
民生委員について
- P17 適正な保護を行うために
- P18 各相談機関

生活保護とは



誰でも病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろな事情で収入が少なくなり、生活が苦しくなることがあります。

生活保護とは憲法第25条（生存権）の規定に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、ご家庭（世帯）の生活を援助し、様々な自立に向けた支援をすることを目的とした制度です。

保護の原則

（1）申請保護の原則

生活保護は、ご本人、扶養義務者、その他の同居の親族等の申請により開始します。また、成年後見人（保佐人、補助人は含まない。）は本人に代わって申請を行うことができます。

（2）基準・程度の原則，必要即応の原則

生活保護の金額は、国で決められた基準により定められます。年齢・世帯構成・所在地域・健康状態等により、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

（3）世帯単位の原則

生活保護は、生計を共にしている世帯を単位として適用します。また、住民登録地を基準とせず、生活の拠点で判断して行います。

保護を受けるには

生活保護は、次のような資産・能力・扶養その他の制度等、活用できるものは活用することが必要です。

資産の活用について

保有する現金や預貯金は活用してください。また、生命保険、有価証券、貴金属、土地、家屋等の不動産、自動車やバイク等の資産は、解約・売却をし、生活費として活用してください。

ただし、すぐに活用できない等個別の事情により、保有が認められる場合があるためご相談ください。

コロナウィルス感染拡大の影響等で取り扱いが変わるものもあります。

不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）

居住用不動産を保有している高齢者が、自宅に住み続けながら、不動産を担保に毎月分割で貸付けを受ける制度です。要件に該当する場合は、この制度の利用が生活保護に優先します。

能力の活用について

働くことができる方はその能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気や障害等により働くことが難しい方は、医師等の意見を参考にして、療養に専念する等、生活の維持向上に努めてください。



扶養義務者からの援助の活用について

両親、兄弟姉妹、子ども等から援助を受けることができる方は、援助を受けてください。なお、保護申請があったときや保護受給中においても、個々の状況により扶養義務者（両親・兄弟姉妹・子ども等）の方々に対し、援助の可否についてお伺いします。

ただし、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、扶養照会を行わない取り扱いが出来る場合があります。例えば扶養義務者と縁が切られている等の著しい関係不良や配偶者からの暴力（DV）や虐待がある等のご事情がある場合にはご相談ください。



他制度の活用について

年金手帳

保険証

年金や各種手当等，生活保護以外の制度が活用できる場合は，まずそれらを優先してご活用ください。

例えば…

公的年金・雇用保険・傷病手当・健康保険・児童手当・児童扶養手当

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）・指定難病医療費助成制度等

負債について

負債があっても申請はできますが，受給中の返済は原則できないため，法テラス等をご案内いたします。

外国人の方について

日本人の配偶者等，永住者，永住者の配偶者，特別永住者，定住者等，難民認定を受けた者等に該当し，日本での就労活動等に法律上制限のない外国人が要保護状態にある場合は，生活保護法に準用して保護を行います。

なお，在留カード等の住所及び居住地の福祉事務所が実施機関となるため，相談される際は在留カード等をご持参ください。



生活保護の申請から決定まで

1. 相談

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたい等、お悩みやお困りごとがあればご相談ください。お電話での相談も可能です。お伺いした相談内容を他の人へ話すことはありませんので、安心してご相談ください。



3. 実態調査

市役所の調査担当員が自宅訪問をし、生活状況、収入、資産、扶養義務者の状況を調査し、生活保護を受ける要件が満たされているかを確認します。調査内容が他に漏れることはありません。



2. 申請手続き

生活保護申請書を提出してください。
なお、調査にあたっては必要な書類（収入申告書、資産申告書、同意書、通帳の写し等）を提出していただきます。

4. 保護決定

保護の要否・種類・程度及び方法を決定し、生活保護決定通知書もしくは生活保護申請却下通知書を交付します。

保護決定・申請却下は申請受理の日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。

最低生活費と扶助額とは

生活保護の仕組み

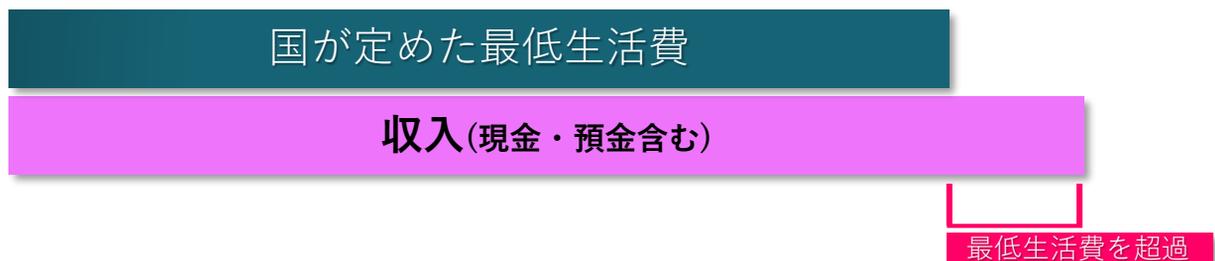
生活保護は、生計を共にする世帯を単位として決められます。そして、国が定めている最低生活費と比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足分が生活保護費として支給されます。

● 国が定めた最低生活費を収入が下回る場合



➡ 最低生活費から収入等を除いた額が生活保護費として支給されます。

● 国が定めた最低生活費を収入が上回る場合



➡ 原則として生活保護を受けられません。また、受給中の方は受けられなくなります。

※最低生活費（国が定めた基準）とは

衣食等の生活費、家賃等の住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、介護費、医療費等のうち、生活に必要なものを足したものです。

※収入とは

世帯の全ての収入（給料・手当・賞与・仕送り・年金・保険金等）です。このうち就労による収入は一定の基礎控除額が認められています。

保護費の種類

- 01 生活扶助費** 衣食、光熱費等の日常生活の費用。特別な需要がある世帯には、次のような加算があります。例：児童養育加算、母子加算、障害者加算…etc
- 02 教育扶助費** 義務教育を受けるための学用品、給食費等
- 03 住宅扶助費** 家賃、地代等の住宅にかかわる費用（共益費・管理費を除く。）
- 04 医療扶助費** 病院でかかる医療費や薬局の薬代（現金での支給は無し。自己負担は除く。）
- 05 介護扶助費** 居宅・施設でかかる介護サービス費用（現金での支給は無し。）
- 06 出産扶助費** 助産制度が適用できない場合等の出産にかかる費用
- 07 生業扶助費** 就職するための資格、技能の習得するための費用等
- 08 葬祭扶助費** 生活保護受給者が喪主となる場合の葬祭費用

その他の扶助・給付金

- 一時扶助費** 通常の保護費以外で臨時的に費用が必要になった場合、毎月の保護費に加えて臨時的に支給される場合があります。事前に担当ケースワーカーにご相談ください。その際は、見積書や領収書の書類が必要です。（例：通院交通費・治療材料費等）
- 就労自立給付金** 就労収入の増加により生活保護を必要としなくなった方に対して支給できる場合があります。（収入金額により支給金額が変わります。）
- 進学準備給付金** 生活保護受給世帯の子どもが高校を卒業し、大学や専門学校等（通信制を除く）へ進学する際に、一時金を支給します。

減免制度

生活保護受給中は申請によって減額または免除を受けることができます。ケースワーカーにご相談ください。

- NHK放送受信料
- 市県民税, 固定資産税(本人名義)
- 国民年金保険料
- 下水道使用料, し尿くみとり料
- 粗大ごみ手数料
- 住民票, 戸籍, 印鑑証明等の交付手数料
- 保育料
- 駐輪場使用料(高校生以下で定期利用者)

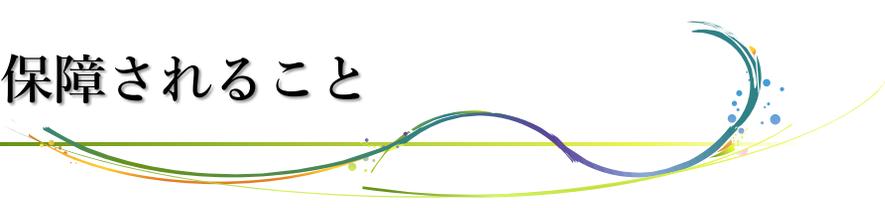
保護費支給日

保護費は、原則として毎月1日に支給されます。(1日が土日祝日と重なる場合は、前月末の開庁日となります。)

- 窓口で受け取る方は支給日に印鑑を持ってお越しください。支給日以外に受け取る場合は、必ず事前に担当ケースワーカーに連絡してください。
- 銀行振込の方は支給日以降に金融機関等でお受け取りください。
- 保護費に変更がある際は保護変更決定通知書を送ります。

(変更が無い場合は送られません。)

権利として保障されること



保護を受給すると、以下のことが保証されます。

1. 正当な理由がなければ、既に決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
2. 生活保護を受ける権利を他人に譲渡できません。
3. 保護金品は、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

決定事項に不服があるとき

決められた保護の内容について納得ができないときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に千葉県知事に対して不服申し立てをすることができます。

保護を受けた場合に守っていただくこと

1. 生活の維持向上のため、働ける人は働き、病気の方はしっかりと病院に行く等、自立に向けた努力をしてください。
2. 金銭の管理もあなたの大事な義務です。生活費は無駄使いをせず、自分の生活に役立つよう生活保護法の目的に沿って、計画的に活用してください。（パチンコ店、競馬場、競輪場への立ち入りはお控えください。）
3. 保護を受けている時は、金銭の貸し借りは慎んでください。例えば、親兄弟や知人から借りることはできません。

あなたの生活の維持、向上その他の目的で、市役所(ケースワーカー)が指導・指示をした時は守ってください。正当な理由がなく指導・指示を守らない場合は、やむを得ず生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

届け出する必要があるもの

次のような場合には、届け出する義務があります。

1. 給与、賞与、臨時的な収入等があったとき。
2. 各種の年金、手当、給付金、仕送り等を受け始めたときや金額が変わったとき。（高校生のアルバイト収入等も申告が必要です。詳しくは『○カツ!』をご覧ください。）
3. 会社等の健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったりしたとき。
4. 病気や怪我等で病院にかかるとき、かからなくなったとき。
5. 一緒に暮らす人の転入・転出・就職・転職等があったとき。
6. 住所・家賃・地代等が変わるとき。
7. 特別な支出があるとき。（住宅更新料や通院交通費の請求等）



お金を貰ったり、世帯の人数が変わったりした時は、保護費の金額が変わります。適切な支給のため、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。また、申請をすることで出せる費用等もあるので、記載が無いものでも事前にご相談ください。また、ご連絡先に変更があったときは担当ケースワーカーにお知らせください。

返還の義務について

資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合は、既に支給された保護費（医療費や介護費を含む。）の範囲内で返還しなければなりません。

例えば次のような場合です。

1. 不動産（土地・家屋）、有価証券等が売れたとき。
2. 生命保険（解約返戻金を含む。）や失業保険等を受け取ったとき。
3. 各種の年金、手当等を遡って受け取ったとき。
4. 交通事故等で示談金、補償金を受け取ったとき。
5. 財産を相続したとき。
6. 長期の入院や施設への入所等によって、本来支給すべき保護費が変わったとき。
7. 事前に報告していた以上の収入が発生したとき。
8. 生活保護が月の途中で廃止となったとき。

生活保護費は基本的に前渡しであるため、何らかの事情でお金が入った場合、遡って返して貰う場合があります。上記7の様に、事前に報告していても発生してしまう場合があるので、速やかに報告するようお願いいたします。

病院受診

医療機関を受診する際は次のこと守ってください。

～医療機関を受診する際の流れ～

1. 「医療機関」と「受診日」を決める

- 生活保護指定医療機関かどうかを確認する必要があります。
- 生活保護指定医療機関以外で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、必ず事前にケースワーカーに確認してください。

2. 福祉事務所（ケースワーカー）へ連絡

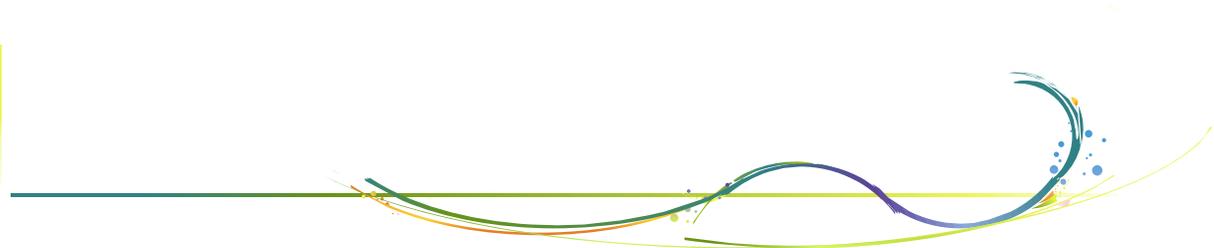
- 医療機関、病状についてケースワーカーへ相談。
- 同じ病名で複数の医療機関を受診することはできません。
- 休日や夜間に急な病気でかかるときは、生活保護受給中であることを病院に伝え、次の開庁日に速やかにご連絡ください。



3. 福祉事務所から「医療券」を受け取る

- 『医療券』は月ごとに必要になります。
- 受け取った『医療券』は医療機関へ提出します。

4. 医療機関を受診する



その他注意事項

1. 保護申請中は、『医療券』の発行はできません。やむを得ず保護決定までに通院しなければいけない場合は、事前に新規調査担当に相談してください。
国民健康保険に加入していた方は、申請と同日から使えなくなりますので、保険証はお預かりしています。
2. 特別な理由が無い限り、自宅から最寄りの医療機関受診となります。整骨院、はり、きゅう、マッサージの治療を受ける場合は医療券が使えませんが、保険適用となる病状の治療の一環として施術を受けることが認められる場合がありますので、必ず事前にケースワーカーに相談してください。治療以外の目的では受けられません。
3. 治療の一環としてメガネ、コルセット、歩行補助杖等を必要とする真にやむを得ない事由がある場合、扶助が認められる場合があります。その際は現物を給付する場合がありますので、必ず事前にケースワーカーへ相談してください。
4. 社会保険証をお持ちの方は、保護を受けていても保険証が使えますので、事前にケースワーカーに報告してください。また、新たに社会保険に加入した場合及び保険証が交付されることがわかった場合は、必ず生活支援課に届出をお願いします。
5. 生活支援課では、健康面の不安がある方について、保健師等が面談に応じていますので、事前にケースワーカーへ相談してください。
6. 自立支援医療等、各医療制度に該当する場合は速やかに手続きしてください。
7. 医師に後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。
8. 通院のために、公共交通機関を利用した場合の交通費は、経済的かつ合理的な経路及び交通手段に限り支給が認められます。なお、傷病・障害の状況により、医師が必要と認めた場合は、タクシー等の利用が認められる場合があります。

介護サービスの利用について

介護保険サービスを利用するときは、要介護（要支援）認定を受ける等の手続きが必要です。詳しくは、ケースワーカーにご相談ください。

ケースワーカーについて

各地域を担当している地区担当員を、ケースワーカーと呼びます。ケースワーカーは、下記の通り、主に3つのことを行います。

- ① 相談に対して助言を行い、それぞれの世帯を支援します。
- ② 届出・申請に基づいて、毎月の生活保護費の算定を行います。
- ③ 定期的な家庭訪問等で、生活の様子や健康状態等を伺い、世帯ごとに援助方針を計画し、自立に向けた支援を行います。

なお、ケースワーカーは世帯の支援を行いますが、アパートの保証人や、入院時の身元引受人等になることはできません。

民生委員について

民生委員は、各地域で生活に困っている方の相談役です。相談内容を他人に話すことはありませんので、安心して相談してください。

適正な保護を行うために

適正な保護を行うため、以下のように対応します。

1. 暴力団員であったり、暴力団活動にかかわっていたりする場合、生活保護の要件を満たさないため、保護を受けることができません。よって、申請を却下する等厳正に対応します。
2. 就労による収入や年金、手当等の収入を正しく申告しているか毎年調査を行います。申告が遅れる、または正しく申告していないことが発覚した場合、保護費の返還を求める場合があります。
3. 万が一、不実の申請や不正な手段により保護費を受け取った場合には、警察へ告訴・告発をすることがあります。

※なお、不正な方法で保護費を受けた場合には、法律により処罰されることがあります。

各相談機関

柏市役所

国民健康保険の相談

保険年金課	04-7191-2594
-------	--------------

介護保険の相談

高齢者支援課 介護サービス担当	04-7167-1135
--------------------	--------------

高齢者支援課 認定審査担当	04-7167-1134
------------------	--------------

消費者トラブルの相談

消費生活センター	04-7163-5853
----------	--------------

児童・母子福祉の相談

こども福祉課	04-7167-1595
--------	--------------

こども支援室	04-7167-1458
--------	--------------

障害福祉の相談

障害福祉課	04-7167-1136
-------	--------------

年金の相談

国民年金室	04-7167-1130
-------	--------------

外部機関

生活に困っている方への相談窓口

あいネット	04-7165-8707
-------	--------------

生活福祉資金の相談

社会福祉協議会	04-7163-1234
---------	--------------

仕事に関する相談

ハローワーク松戸	047-367-8609
----------	--------------

ハローワークプラザ柏	04-7166-8609
------------	--------------

借金や法律に関する相談

法テラス松戸	0570-078-316
--------	--------------

(IP電話の場合)	(050-3383-5388)
-----------	-----------------

年金の相談

松戸年金事務所	047-345-5517
---------	--------------

柏年金相談センター	04-7160-3111
-----------	--------------